

業務委託入札参加資格者 各位

高知市長 桑 名 龍 吾

令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価の 運用（業務委託）に係る特例措置について（お知らせ）

高知県における令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）は、令和 5 年 3 月から適用した設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に比して全職種単純平均で約 5.5% 上昇しています。

ついては、新技術者単価の運用に係る特例措置を下記のとおり講ずることとしましたのでお知らせします。

記

1 特例措置の内容

新技術者単価の決定に伴い、2 に定める業務の受注者は、土木設計等業務委託契約書第 57 条または建築設計等業務委託契約書第 58 条に基づき、旧技術者単価による契約を新技術者単価による契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

契約締結日が令和 6 年 3 月 1 日以降の業務のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、履行期間の末日が令和 6 年 4 月 1 日以降であるものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

3 特例措置の運用

(1) 対象業務の受注者に通知（様式）

対象業務の受注者に、特例措置の対象業務であることを発注者（監督職員）から **様式** により通知（電子メールまたは書面による。）する。

（当初の履行期間の末日が令和 6 年 3 月 31 日以前であったが、履行期間の延長により履行期間の末日が令和 6 年 4 月 1 日以降になった業務も同様に通知する。）

(2) 特例措置についての通知の受領（様式）

ア 通知を受けた受注者は、記名（押印不要）のうえ、受領書を発注者に提出（電子メールまたは書面による。）、変更請求の有無を通知する。

イ 提出期限は、令和 6 年 4 月 26 日（金）までとする。

(3) 変更協議手続

変更協議は、業務委託契約書に基づき委託様式 第12号「委託業務打合せ簿」により、手続きを行うこととする。

4 その他

(1) 本特例措置を適用した事務所名・業務名等はホームページ上で公表する。

(問い合わせ先)

積算に関すること：技術監理課

TEL 088-823-4018

契約に関すること：契約課

TEL 088-823-9414

様式

第 号
令和 年 月 日

受注者 様

高知市長 桑 名 龍 吾

令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置に基づく業務委託料の変更請求について（通知）

令和 年 月 日に契約を締結した下記の業務については、土木設計等業務委託契約書第57条または建築設計等業務委託契約書第58条に基づき、「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用（業務委託）に係る特例措置について（お知らせ）」（令和6年 月 日付け5技監 第195号）による業務委託料の変更を請求することができます。

本特例措置に基づく業務委託料の変更請求の有無について、令和6年4月26日（金）までに本様式を提出してください。

なお、詳細は下記の高知市総務部契約課ホームページでご確認ください。

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 委託業務名 | 〇〇〇〇業務 |
| 2 受領書の提出 | 本通知を受領した場合は、以下の受領書に必要事項を記載のうえ本様式を電子メール（押印不要）または、郵送等により書面（押印不要）を提出してください。 |
| 3 特例措置の詳細 | 高知市総務部契約課ホームページ |
| 4 受領書提出先及び問合せ先 | 高知市〇〇課 担当:〇〇 TEL (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
電子メール (〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇) |

受 領 書

上記、通知について、受領しました。

特例措置に基づく業務委託料の変更を（ 請求します ・ 請求しません）

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者名

※（請求します・請求しません）については、いずれか一方を選択してください。